

ペットライフジャパン ペットライフ健康保障共済制度 普通共済約款

第1章 ペットライフジャパンの責任

第1条 (共済契約の主旨)

この共済契約は、共済契約者が所有する保障対象のペットが、共済期間中に疾病・傷害によって日本国内で通院、入院、手術をした場合に給付金を支払い、共済契約者とご家族の経済的負担を軽減することを目的としたものです。

第2条 (ペットライフジャパンの支払責任)

ペットライフジャパンは証券記載の加入動物が急激かつ偶然な外来の事故および疾病(以下「事故」といいます。)によってその身体に被った傷病に対して、この約款に従い給付金を支払います。

第3条 (契約日)

毎月20日までに必要書類確認がなされ、加入審査が完了した場合で、その翌月の27日に初回掛金と入会金が振り替えられた共済契約につき、初回掛金と入会金が振り替えられた翌月の1日を契約日とし、共済契約が開始されます。

第4条 (共済期間と更新)

共済期間は契約日より1年間です。また期間満了日の1ヶ月前までに解約のお申し出のない場合、かつペットライフジャパンにより承認された場合には、共済契約は更新されます。

第5条 (責任開始期)

この共済契約は、初回掛金と入会金の振り替えられた日より責任開始いたします。ただしがん(悪性腫瘍)および良性腫瘍・腫瘤を原因とする通院、入院、手術の保障に関しては、契約日より90日を経過した日より開始します。

第2章 給付金を支払わない場合

第6条 (給付金を支払わない場合)

- (1) 契約者またはその家族・親族の故意、過失、犯罪行為、闘争行為による共済事故
- (2) 地震、噴火、津波、戦争、内乱、その他類似の事変または暴動による共済事故
- (3) 契約者の脳疾患、精神障害、疾病または心神喪失に伴い生じた事故
- (4) 日本国外での治療行為
- (5) 妊娠・出産・早産・帝王切開・流産・偽妊娠および人工流産およびそれらによって生じた症状や傷病、安楽死、遺体処置、去勢・避妊、爪切り(狼爪の除去含む)、ノミ処理、涙やけ、睫毛乱生、歯科医療措置、口腔内検査、歯肉・歯周病、口内炎、口腔内の腫瘍・腫瘤・膿瘍、歯牙に関する処置、乳歯遺残、歯石取り、歯切り、不正咬合、歯牙に起因する症状、停留嚢丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、軟口蓋過長症、肛門線裂り、耳掃除、断耳、断尾、美容整形手術、など健康体に施す外科的手術その他の医療・検査処置およびそれらの処置によって生じた症状および傷病にかかる費用、誤飲、誤食、ノード時の事故、他の動物との接触・喧嘩、屋外飼育時の怪我、不注意による事故
- (6) 狂犬病およびこれに起因する疾病
- (7) 麻酔を伴わない手術
- (8) 対象ペットに関する基本的な管理(動物の愛護及び管理に関する法律等で想定されるもの)を怠ったことが原因で生じた傷病
- (9) 先天性疾患及びそれに伴う傷病、保障開始日以前から生じている傷病
- (10) 定期健診等で疾病が発見された場合の当該健診までの費用
- (11) 獣医師による医療過誤によって生じた傷病、動物病院または獣医師の不正行為
- (12) ペットライフジャパンの求める書類を提出しなかった場合、指定の獣医師による診断を拒んだ場合

- (13) 健康診断、予防の注射・薬(ワクチン、フィラリア予防薬、ノミ・ダニ予防薬)、時間外診療費、夜間・救急病院の診察料(ただし診察料以外の検査料、処置料・投薬料等は保障対象)、往診料、ペットホテルまたは預かり料、予防目的の際の初診料および再診料等、文書作成料、カルテ登録料、給付金請求のための郵送料、カウンセリング、相談料、指導料、指名料
- (14) 食物、給餌、療法食、サプリメント、ビタミン剤、すべての医薬部外品、漢方薬、中国医学(中薬療法、鍼灸など)、インド医学、免疫療法(リンパ球療法など)、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法などの代替医療、先端医療、再生医療、レーザー治療(ただし組織の切開、切除、蒸散、止血を目的とする場合を除きます)、減感作療法、赤外線療法、理学療法、超音波療法、温熱療法
- (15) シャンプーおよび薬用シャンプー(ただし院内での薬浴を除きます)、イヤークリーナーおよび消毒薬(ただし院内での処置を除きます)、フロントライン・アドバンテージ等
- (16) 以下の疾病について、当該疾病に対する予防措置が有効期間内に講じられていなかった場合。

- 犬パルボウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬アデノウイルス感染症、ジステンパー、伝染性肝炎、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症、猫白血病ウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症等予防可能な伝染病およびフィラリア感染症、ノミ・ダニ感染症
- (17) 定額保障プランにおいて、実際にかかった費用(ペットライフジャパンが治療費と認めた金額)を超える金額
 - (18) 定額保障プランにおいて、治療のために必要な診察・治療行為の行われなかった日の通院給付金
 - (19) その他ペットライフジャパンの理事会が給付金を支払うことが不当または不適切であると決定した診療費または費用等

第3章 給付金の種類および支払い

第7条 (給付金の支払い)

給付金の支払いの対象は、保障開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とするものになります。保障開始期前に原因のある傷病に関しては、再発・後遺症・合併症・医学的に関連のある症状すべてが保障対象外となります。各給付金の支払事由は以下のとおりです。

通院給付金、入院給付金、手術給付金：保障開始期以後の疾病・傷害を直接の原因とし、治療を目的として入院・通院・手術した場合にお支払します。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷病が治ったとき以降の通院に対しては、通院給付金を支払いません。定額保障プランの通院給付金は年間25日、入院給付金は年間25泊を限度に、手術給付金は年間2回を限度に支払います。定率保障プランの通院給付金は年間20日、入院給付金は年間20泊を限度に、手術給付金は年間2回を限度に支払います。1年のうちの2回目の手術は1回目と同一原因ではない傷病によるものに限りません。いずれもペットライフジャパンホームページに掲載の保障限度額の範囲内において支払います。

第8条 (手術給付金の対象となる手術)

手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い切開、切除等を行うことをいい、吸引、穿刺、縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理などの外科的処置、1回目の手術に伴いすでに予定されていた2次の処置、1回で手術可能な傷病を2回に分けて処置した場合の2回目の処置などは除きます。

第9条 (他の身体の障害または疾病の影響)

ペットライフジャパンは、加入動物が第2条(ペットライフジャパンの支払責任)の傷病を被つたときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により同条の傷病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。正当な理由がなく契約者が治療をさせなかったことにより傷病が重大となったときも、同様の方法で支払います。

第4章 契約者の義務

第10条 (告知義務)

1. 契約締結の際および給付金請求の際、契約者が故意または過失によって、契約申込書、告知書および給付金請求書の記載事項について、ペットライフジャパンに知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、ペットライフジャパンは書面により契約者の住所にあてた通知をもって、この契約を解除することができます。またこの規定に関する調査は、契約成立以降も期限を定めず随時行います。
2. 第1項の規定による解除が傷病の生じた後になされた場合でも、給付金を支払いません。この場合においてすでに給付金を支払っていたときは、その全額を返還していただきます。
3. 第1項の規定によりペットライフジャパンが契約を解除したときは、すでに払い込まれた掛金は返還しません。

第11条 (重複契約に関する通知義務)

契約締結以前に重複契約(他の同種の契約[保険・共済]を指します)がある場合、あるいは契約締結後に重複契約を締結するとき、契約者は遅延なく、書面をもってその旨をペットライフジャパンに申し出て、承認を請求しなければなりません。

第12条 (契約者の住所変更に関する通知義務)

契約者が証券記載の住所または通知先を変更したときは、契約者は遅延なくその旨をペットライフジャパンに通知しなければなりません。契約者またはその代理人がこの通知をしなかったときは、ペットライフジャパンの知った最終住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に契約者に到達したものとみなします。

第5章 契約の無効、失効および解除

第13条 (契約の無効)

- 契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、契約は無効とします。
- (1) 契約に関し、契約者に詐欺の行為があったとき。
 - (2) 契約者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

第14条 (契約の失効)

1. 契約締結の後、加入動物が死亡したときまたは失踪したときは、契約は効力を失います。
2. 2回目以降の共済掛金の払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までであり、猶予期間中に共済掛金が払い込まれないときは、共済契約は、猶予期間満了の日の翌日から失効します。契約の復活には失効期間中の掛金全額の払い込みに加えて、ペットライフジャパン所定の健康状態の審査が必要となります。

第15条 (掛金の返還—無効、失効の場合)

1. 契約が無効となった場合は、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
2. 前条第1項により契約が失効した場合は、年払掛金から既経過期間に対し別表1に掲げる短期料率によって計算した掛金を差し引いて、その残額を返還します。ただし既経過期間中に給付金を支払うべき傷病が生じていたときは、すでに払い込まれた掛金は返還しません。

第16条 (契約の解除)

1. ペットライフジャパンは、第11条に規定する重複契約の事実があることを知ったときは、その事実に基づいて承認請求書を受領したか否かを問わず、書面により契約者の住所にあてた通知をもって、この契約を解除することができます。
2. 前項のほか、ペットライフジャパンは次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、書面により契約者の住所にあてた通知をもって、この契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が給付金を詐取る目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと(未遂を含みます)が判明した場合
 - (2) 給付金の請求に関し、契約者に詐欺の行為があったことが判明した場合
 - (3) 契約者の行為によりペットライフジャパンの円滑な運営に支障をきたす等、ペットライフジャパンがこの契約を解除する相当の理由があると認めた場合
3. 契約者は、ペットライフジャパンに対する書面および証券の提出をもって、この契約を解除することができます。
4. 証券記載の加入動物が死亡した場合は、契約者は遅延なく、ペットライフジャパンに書面および証券の提出をもって解除を申し出なければなりません。
5. 第1項の規定による解除をした場合には、第11条に規定する重複契約の事実が発生した時以降に生じた事故による傷病に対しては、給付金を支払いません。この場合において、すでに給付金を支払っていたときは、その全額を返還していただきます。

第17条 (掛金の返還—解除の場合)

1. 第16条(契約の解除)第1項または第2項の規定によりペットライフジャパンが契約を解除したとき、または既経過期間中に給付金を支払うべき傷病が生じていたときは、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
2. 第16条(契約の解除)第3項の規定により契約者が契約を解除したときは、年払掛金から既経過期間に対し別表1に掲げる短期料率によって計算した掛金を差し引いて、その残額を返還します。また月払契約では、翌月末日をもって契約解除となります。

第6章 給付金の請求手続き

第18条 (給付金の請求)

1. 契約者が給付金の支払いを受けようとするときは、別表2に掲げる書類のうちペットライフジャパンが求めるものを提出しなければなりません。またペットライフジャパンは別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
2. 契約者または給付金を受け取るべき者が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、給付金を支払いません。
3. 契約者が給付金の支払いを受けようとするときは、治療が終了した場合または動物病院を転院した場合には、その後30日以内に給付金請求手続きをしなければなりません。同一の原因により同一の動物病院に継続して通院中の場合には、1年以内に請求手続きをしなければなりません。これらの請求期限を超えた場合、給付金を支払いません。

第19条 (ペットライフジャパンの指定獣医師による診察等の要求)

1. ペットライフジャパンは契約者より事故の通知もしくは給付金の請求を受けた場合、必要に応じて、指定する獣医師による加入動物の身体の診察または死体の検案を求めることができます。またその費用はペットライフジャパンで負担します。
2. 前項の規定によるペットライフジャパンの申出について、正当な理由がなくこれを拒んだときは、給付金を支払いません。

第20条 (給付金の支払い)

ペットライフジャパンは、契約者または給付金を受け取るべき者が第18条(給付金の請求)の規定による手続きをし、受領した日からその日を含めて30日以内に給付金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅延なく給付金を支払います。

第7章 その他

第21条 (契約の継続)

1. 期間の満了に際し、契約を継続する場合において、契約申込書に記載した事項および証券に記載された事項に変更があったときは、契約者は更新日30日前までにこれをペットライフジャパンに告げなければなりません。この場合の告知に関する第10条(告知義務)の規定の適用については、第10条の規定中「契約締結の際」とあるのは「契約継続の場合」と、第10条規定中「契約申込書の記載事項」とあるのは「契約申込書に記載した事項および証券に記載された事項」と読み替えます。
2. 契約継続の場合には、新たに証券を発行しないで、従前の証券をもってこれに代えることができます。

第22条 (掛金または給付金の変更)

1. ペットライフジャパンは、理事会の決定により、各共済に関する掛金または給付金の変更を行うことができます。ペットライフジャパンは、かかる変更につき、ホームページに公表することをもって契約者がかかる変更を知りうる状態におき、契約者は契約更新時にホームページにて最新の掛金・給付金等を確認のうえ契約継続の可否を判断することとします。
2. 前項による変更後の掛金または給付金は、前項のペットライフジャパンの通知または公表の後30日後以降に更新される各共済に関する契約につき、順次当該更新後に適用されるものとします。
3. 第1項により変更された掛金または給付金につき同意できない契約者は、変更後の掛金または給付金が適用される7日前までにペットライフジャパンに書面により通知することにより契約を解除することができます。

第23条 (裁判管轄)

この契約に関する訴えの管轄は東京地方裁判所とします。

第24条 (準拠法)

本約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

第25条 (定めのない事項)

本約款に定めのない事項については、ペットライフジャパンが定めるところによるものとします。

別表1

短期料率は、下記割合とします。

1ヶ月まで	8%	7ヶ月まで	58%
2ヶ月まで	16%	8ヶ月まで	66%
3ヶ月まで	25%	9ヶ月まで	75%
4ヶ月まで	33%	10ヶ月まで	83%
5ヶ月まで	41%	11ヶ月まで	91%
6ヶ月まで	50%	12ヶ月まで	100%

別表2

1. 給付金請求書
2. 動物病院発行の診療明細書または診療計算書
3. 証券
4. ペットライフジャパンの定める傷病状況報告書
5. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
6. 死亡診断書または死体検案書
7. 傷病の程度または手術の内容を証明する獣医師の診断書兼同意書
8. 動物病院のカルテのコピー

予防特約給付金特別約款

第1条 (ペットライフジャパンの支払い責任)

ペットライフジャパンは予防サポート特約の加入動物が予防措置を受けたときに、その予防措置に対して、別途定める金額・範囲内において、この約款に従い予防特約給付金を支払います。

第2条 (予防特約給付金を支払わない場合)

ペットライフジャパンは普通約款の免責事項に加え、次の各号に掲げる事由に関しては予防特約給付金を支払いません。

- (1) 予防措置以外のもの
- (2) 契約期間以外の期間に受けた予防措置費用
- (3) 予防措置費用を超える金額
- (4) 契約者が事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたとき
- (5) 日本国外での予防行為

第3条 (契約の無効)

契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、契約は無効とします。

- (1) 契約に関し、契約者に詐欺の行為があったとき。
- (2) 契約者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。
- (3) ペットライフジャパンがこの契約を無効とする相当の理由があると認めた場合。

第4条 (掛金の請求・返還)

1. 予防特約の年額掛金の払い込みを完了する前に、予防特約給付金を支払うべき事由が生じた場合、あるいは契約者の申し出により契約を解除する場合は、契約者は未払込分割掛金の全額を一時に払い込まなければなりません。
2. 予防特約給付金を受ける前に、契約者の自己都合による解約および失効が生じた場合は、既に払い込まれた予防特約掛金を返還しません。

第5条 (予防特約給付金の請求)

1. 加入動物が第1条(ペットライフジャパンの支払い責任)の予防措置を受けたときは、契約者は、その予防措置の日からその日を含めて30日以内に予防内容、予防種類、予防実費、および予防を受診した動物病院をペットライフジャパンに給付金請求書で通知しなければなりません。この請求期限を超えた場合は、ペットライフジャパンが認めた場合を除き、給付金を支払いません。
2. ペットライフジャパンは必要に応じて別表3に掲げる書類の提出を求めることができます。契約者がペットライフジャパンによって求められた所定の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、予防特約給付金を支払いません。

第6条 (予防特約給付金の支払い)

ペットライフジャパンは、契約者または給付金を受け取るべき者が第5条(予防特約給付金の請求)の規定による手続きをし、受領した日からその日を含めて30日以内に給付金を支払います。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅延なく給付金を支払います。

第7条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

別表3

- | |
|-----------------------|
| 1. 予防措置を受けたことを証明する書類 |
| 2. 予防の内容を証明する獣医師発行の書類 |